

民法基礎 1R4 期末試験問題

設問 1

1、CはBに対して、所有権(民法(以下略)206条)に基づく物権的返還請求権として、甲の引渡しを請求できるか。この請求が認められるためには、Cに物権的返還請求権があることを前提とし、かつ、CがBに対抗できる必要がある。

2、物権的返還請求権の成立要件として、①Cに所有権があること②Bが占有していることが挙げられる。これを本件についてみると、本件契約2がA・C間の中で締結されたことにより、Cに所有権移転登記が行われているため、甲土地の所有権はCにあるといえる。(①充足)また、Bは賃貸用建物建設のために、甲を整地しており、Cに所有権移転登記が行われた当時は、整地を終え、建物の建設工事に着手したところであったことから、Bは甲土地を自分の土地のように扱っており、占有していたといえる。(②充足)従って、物権的返還請求権の成立要件を充たす。

3、CはBに対抗できるか。A・C間で本件契約2が締結され、所有権移転登記が行われたことから、民法177条が適用されるかが問題となる。177条が適用されると、登記を備えている者は第三者に対して対抗要件を備えることができる。

(1)民法177条の成立要件として、(i)Bが第三者であること(ii)Cが登記を備えていることが挙げられる。このうち、(ii)の要件は所有権移転登記が行われたことから、認められる。(ii充足)

(2)Bは第三者であるか。「第三者」とは、当事者及び包括承継人以外の者で、登記の欠缺を主張する正当な利益を有する者である。これを本件についてみると、Bは本契約2の当事者でもなければ、包括承継でもない。また、本件ではAが先にBと本件契約1を締結しておきながら、Cとも本件契約2を締結するという二重譲渡が行われており、Bはすでに甲土地の引渡しがされており、整地も終えていることから、登記の欠缺を主張する正当な利益を有する者であるといえる。よって、Bは第三者であるといえる。(i充足)

(3)よって、177条が適用され、CはBに対して対抗できる。従って、CはBに対して所有権に基づいて、甲の引き渡しを請求できる。

4、しかし、これに対し、Bは同じく177条で反論することが考えられる。すなわち、CはBの妻であり、本件契約1の締結の際に同席していることから、本件契約1を知りながら、自己の利益を不当に得るために本件契約2を締結した背信的悪意者であるとして、「第三者」にあたらないのであるから、Bは登記を備えていなくても対抗できるという反論が考えられる。

(1)背信的悪意者とは、(ア)物権変動について悪意であり、かつ、(イ)登記欠缺を主張することが信義則(1条2項)に反すると認められる者のことを指す。本件において、Cは本件契約1についてだけでなく、Bが整地を終え建設工事に着手したことまで知っているのだから、悪意であるといえる。(ア充足)かつ、悪意でありながら、Bに高値で甲土地を買い取ら

コメントの追加[スコ1]: 所有権を主張できるのに対し、

コメントの追加[スコ2]: これも違う

コメントの追加[スコ3]: 挙げるところが違う
悪意性の要件ではなく、背信性の要件

せ、不当な利益を得るために本件契約2を締結したことから、背信性が認められ、登記欠缺を主張することは信義則に反すると認められる。(イ充足)

(2)よって、Cは背信的悪意者であるから、Bは登記がなくてもCに対抗できるため、CのB ii に対する甲の引き渡し請求は認められない。

設問2

1、AはDに対して民法95条1項2号より、法律行為の基礎とした事情について錯誤があったとして、本件契約3の取消しを主張することが考えられる。これは認められるか。

2、95条1項2号の成立要件として、①表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反すること②意思表示が錯誤に基づくものであること③①の事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたこと④その錯誤が表意者の法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであること

3、これを本件についてあてはめる。

(1)Aが売買契約を結んだのは、Dから乙が5万円であるとの鑑定結果を得たからであり、その売買契約の金額というのは、法律行為の基礎とした事情にあたり、後に乙の価値が1000万円であることが判明しているものであるから、その認識は真実に反するといえる。(①②充足)

(2)また、③の要件については、契約において、表意者がその事情の存在をその契約の前提とする旨を相手方に表示したと認められる場合において取消しが認められるとするものである。本件において、DはAの依頼を受けて知り合いの美術商に乙の鑑定を頼み、5万円という鑑定結果を得ているのであり、なおかつ、それを前提に乙を5万円として取引したのであるから、契約の前提となっていることが明らかであり、その旨は表示したと認められる。

(③充足)

売買契約の目的は乙の購入であり、乙の値段は本件契約において重要であることは明らかであり、5万円と1000万円という値段の違いから考えても社会通念上重要であるといえる。

(④充足)

(3)よって、錯誤による意思表示の取消しの成立要件は充たす。

4、95条3項より、錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、意思表示の取消しをすることができない。本件では、美術商に鑑定を依頼しており、その鑑定結果に錯誤があったというものであり、素人であるA、Dが専門家である美術商の判断を信じることは重大な過失ではない。よって、重大な過失によるものとはいえない。

5、しかし、同項2号より、相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていた場合においては意思表示の取消しをすることができない。本件において、相手方であるAと同じくDも美術商の鑑定を信じて契約を締結した。そのため、本件は同項2号にあたり、意思表示の取消しはできない。

6、よって、AのDに対する主張は認められない。

コメントの追加 [スコ4]: どういう意味で不当か 評価がもう少し必要

コメントの追加 [スコ5]: 95条3項の読み間違い
いえないなら、取り消しできる

設問3

1、AはEに対して所有権(206条)に基づく物権的返還請求権によって乙の引き渡しを請求した。この請求は認められるか。

2、設問1より、物権的返還請求権の成立要件は、①Aに所有権があること②Eが占有していることであり、本件では本件契約3が取消し(121条)となり、乙の所有権はAにあるといえる。(①充足)また、乙はすでにEに引き渡されており、Eの社長室へと置かれていることから、Eの占有状態にあるといえる。(②充足)よって、物権的返還請求権をAは有する。

3、しかし、①に関し、95条4項が適用され、本件契約3の取消しは主張できないのではないかということが問題となる。同項より、錯誤による意思表示の取消しは善意でかつ過失がない第三者に対抗することができないとされるため、Eが善意でかつ過失がない第三者であるならば、これにあてはまり、Aは本件契約3の取消しを主張できない。

(1)確かに、EはAD間の経緯をしらず、確かめようもないことから、善意無過失な第三者であるといえるため、Aは本件契約3の取消しを主張できないように考えられる。しかし、この95条4項の規定というのは、取消しによる遡及的無効から善意の第三者を保護する規定であるため、取消し後の第三者には適用されない。そのため、本問では95条4項の適用は認められず、Aは本件契約3の取消しを主張できる。

(2)よって、①を満たし、Aは物権的返還請求権を有する。

4、

しかし、Eは乙の引き渡しを受けているため、178条より、元の所有者であるAとは対抗関係にあるのではないかということが問題となる。Aは第三者にあたるか。

(2)「第三者」とは、当事者及び包括承継人以外の者で、所有権を主張する正当な利益を有する者である。これを本件についてみると、Aは本契約2の当事者でもなければ、包括承継でもない。乙の返還は受けていないものの、本件契約3の取消しによって、所有権はAに帰属することになるため、Dから引渡しを受けたEに対し、所有権を主張することに正當な利益があるといえる。よって、Aは第三者にあたるといえ、Eは対抗関係にあるといえる。

(3)そのため、Aは引き渡しを受けているEに対抗できない。

は認められず、Aは本件契約3の取消しを主張できる。

(3)よって、この主張は認められない。

5、以上より、Aの乙の引渡し請求は認められない。

コメントの追加 [スコ6]: 明らかであるため、95条4項の指摘はいらない

コメントの追加 [スコ7]: 遡及的無効が挙げられていない
二重譲渡